

鹿 児 島 県 公 報

平成22年 6 月 8 日（火）第2605号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則	
○給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則（※）	（会計課取扱い） 1
○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）	（会計課取扱い） 2
○鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（※）	（総務福利課取扱い） 2
告 示	
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（11件）	（社会福祉課取扱い） 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 6
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 6
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い） 6
○計量器の定期検査の実施	（商工政策課取扱い） 7
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い） 8
○平成22年度地籍調査事業計画の公表	（農地建設課取扱い） 8
○公共測量の実施	（監理課取扱い） 10
○包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局取扱い） 10
公 告	
○狩猟鳥獣の捕獲の禁止の廃止に係る公聴会の開催公告	（森林整備課取扱い） 10
監 査 委 員 告 示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間	（監査委員事務局取扱い） 10
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い） 11
正 誤	
○鹿児島県公報第2602号（平成22年 5 月28日付け）の一部訂正（※）	（生活・文化課取扱い） 11

規 則

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第37号

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「児童手当」を「児童手当
子ども手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給与等の支払事務に関する規則の規定は、平成

22年 4 月 1 日から適用する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第38号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第5の3の項中「及び災害派遣手当」を「，災害派遣手当及び子ども手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県会計規則の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第39号

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則（昭和46年鹿児島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「以下」の次に「この号において」を加え、同号ウ中「国等」を「国」に改め、同号ス中「損失補償」を「損失の補償」に、「負担命令」を「負担の命令」に改め、同条第2号ウ中「許可」の次に「及び許可事項の変更の許可」を加え、同号ク中「全部又は一部の」を「減額又は」に改め、同条第3号エ中「ついて」を「関し」に改め、同条第7号ア中「承認」を「特例の承認」に改め、同号ウ中「管理に」の次に「関し」を加え、同条に次の1号を加える。

(10) 教育委員会の職員に係る平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げること。

ア 法第6条第1項の規定による受給資格及び子ども手当の額の認定

イ 法第7条第1項の規定による子ども手当の支給

ウ 法第8条第1項及び第3項の規定による子ども手当の額の改定

エ 法第9条及び第10条の規定による子ども手当の支給の制限

オ 法第11条の規定による未支払の子ども手当の支払

カ 法第13条の規定による子ども手当の不正利得の徴収

キ 法第27条第2項の規定による届出の受理

ク 法第28条第1項の規定による調査

ケ 法第29条の規定による資料の提供等の要求

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則第5条第10号の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

告 示

鹿児島県告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地

ホームヘルパーステーション鹿屋長寿園

鹿屋市下祓川町1800番地

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の名称	ホームヘルパーステーションひだまり	ホームヘルパーステーション鹿屋長寿園	平成20年4月1日
居宅介護事業所の所在地	鹿屋市下祓川町1794番地	鹿屋市下祓川町1800番地	平成20年3月21日

鹿児島県告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地

介護保険相談センターかのや

鹿屋市下祓川町1800番地

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の名称	介護保険相談センターひだまり	介護保険相談センターかのや	平成20年4月1日
居宅介護事業所の所在地	鹿屋市下祓川町1794番地	鹿屋市下祓川町1800番地	平成20年3月21日

鹿児島県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地

ヘルパーの家なんり

奄美市名瀬浜里町31番地

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の所在地	奄美市名瀬平松町458番地	奄美市名瀬浜里町31番地	平成20年4月4日

鹿児島県告示第685号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
社会福祉法人霧島市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所
霧島市隼人町松永1434-2

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の所在地	霧島市国分中央三丁目33番10号	霧島市隼人町松永1434-2	平成20年4月1日

鹿児島県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
株式会社大久保電気
薩摩川内市矢倉町4473番地1

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の名称	有限会社システムアート	株式会社大久保電気	平成20年4月1日

鹿児島県告示第687号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
医療法人恒心会おぐらリハビリテーション病院
鹿屋市笠之原町7318-1

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の名称	医療法人恒心会小倉リハビリテーション病院	医療法人恒心会おぐらリハビリテーション病院	平成20年6月1日

鹿児島県告示第688号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
有限会社結愛
鹿屋市寿八丁目7244番地8

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の所在地	鹿屋市打馬一丁目13 － 6	鹿屋市寿八丁目7244 番地 8	平成20年 7 月21日

鹿児島県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地
指定居宅支援事業所鹿屋長寿園
鹿屋市下祓川町1800番地

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護支援事業所の所在地	鹿屋市下祓川町1822 番地	鹿屋市下祓川町1800 番地	平成20年 3 月21日

鹿児島県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地
指宿市地域包括支援センター
指宿市十町2424番地

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護支援事業所の名称	指宿地域介護予防支援事業所	指宿市地域包括支援センター	平成20年 4 月 1 日

鹿児島県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地
南さつま市地域包括支援センター
南さつま市大浦町2046番地

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護支援事業所の所在地	南さつま市加世田川 畑2650番地 1	南さつま市大浦町 2046番地	平成20年 5 月16日

鹿児島県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地

ゆうあい指定居宅介護支援事業所

鹿屋市寿八丁目7244番地 8

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護支援事業所の所在地	鹿屋市打馬一丁目13 － 6	鹿屋市寿八丁目7244 番地 8	平成20年 7 月21日

鹿児島県告示第693号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム美樹園	鹿児島市下福元町1926番地 6	社会福祉法人南陽会	鹿児島市下福元町1926番地 6	平山 道子	平成22年 5 月24日	短期入所生活介護
ヘルパーステーションかんまち	鹿児島市大竜町7－5アークハイツ1F	有限会社吉野メディカル	鹿児島市川上町2750番地 9	小牧 文夫	平成22年 6 月 1 日	訪問介護
有限会社ハッピー	霧島市隼人町見次13番地 2	有限会社ハッピー	霧島市隼人町見次13番地 2	東井上 浩	平成22年 6 月 1 日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第694号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
居宅介護支援事業所ケアプラン相談センター城西	鹿児島市西田一丁目16番地 1	医療法人慈恵会	鹿児島市西田一丁目16番地 1	土橋 苑子	平成22年 6 月 1 日

鹿児島県告示第695号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム美樹園	鹿児島市下福元町1926番地6	社会福祉法人南陽会	鹿児島市下福元町1926番地6	平山 道子	平成22年5月24日	介護予防 短期入所 生活介護
ヘルパーステーションかんまち	鹿児島市大竜町7-5アークハイツ1F	有限会社吉野メディカル	鹿児島市川上町2750番地9	小牧 文夫	平成22年6月1日	介護予防 訪問介護
有限会社ハッピー	霧島市隼人町見次13番地2	有限会社ハッピー	霧島市隼人町見次13番地2	東井上 浩	平成22年6月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿児島県告示第696号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成22年7月15日	13:00～16:30	錦江町 (旧田代町の区域)	錦江町役場田代支所
平成22年7月16日	9:00～15:00	錦江町 (旧大根占町の区域)	錦江町役場
平成22年7月20日	13:30～14:30	南大隅町 (旧佐多町の区域)	大泊公民館
平成22年7月20日	16:00～16:30	南大隅町 (旧佐多町の区域)	南大隅町立辺塚小学校
平成22年7月21日	9:30～10:30	南大隅町 (旧佐多町の区域)	南大隅町立郡小学校
平成22年7月21日	11:30～16:00	南大隅町 (旧佐多町の区域)	南大隅町役場佐多支所
平成22年7月22日	9:00～16:30	南大隅町 (旧根占町の区域)	鹿児島きもつき農協根占地区事業本部
平成22年7月23日	9:30～10:30	南大隅町 (旧根占町の区域)	南大隅町林業研修館
平成22年7月26日	11:00～16:00	肝付町 (旧高山町の区域)	肝付町コミュニティセンター
平成22年7月27日	9:00～10:30	肝付町 (旧内之浦町の区域)	肝付町役場岸良出張所
平成22年7月27日	11:30～14:30	肝付町 (旧内之浦町の区域)	肝付町内之浦銀河アリーナ
平成22年7月28日	13:00～16:00	東串良町	町農村環境改善センター
平成22年7月29日	9:00～14:00	東串良町	東串良町総合センター
平成22年7月29日	15:30～16:30	大崎町	野方農村環境改善センター
平成22年7月30日	9:00～12:00	大崎町	大崎町中央公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

- 3 指定定期検査機関の名称
社団法人鹿児島県計量協会
- 4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成22年7月15日から同年11月30日までとする。

鹿児島県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、阿久根市折多土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
- | | | | |
|----|----|----|----------------|
| 理事 | 溝上 | 辰夫 | 阿久根市多田1492番地 |
| 理事 | 庵 | 重人 | 阿久根市多田2121番地1 |
| 理事 | 池脇 | 鉄美 | 阿久根市多田2905番地 |
| 理事 | 黒蔵 | 和典 | 阿久根市多田3036番地10 |
| 理事 | 川畑 | 力雄 | 阿久根市折口933番地2 |
| 理事 | 田嶋 | 輝男 | 阿久根市折口2091番地 |
| 理事 | 折口 | 靖徳 | 阿久根市折口608番地1 |
| 理事 | 鳥飼 | 公貴 | 阿久根市折口2419番地1 |
| 理事 | 永田 | 耕造 | 阿久根市折口2138番地 |
| 理事 | 筒 | 貞雄 | 阿久根市脇本5933番地 |
| 監事 | 中平 | 一雄 | 阿久根市多田1839番地 |
| 監事 | 慶越 | 武則 | 阿久根市折口2430番地1 |
- （任期 平成22年5月20日から平成26年5月19日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所
- | | | | |
|----|----|----|----------------|
| 理事 | 庵 | 重人 | 阿久根市多田2121番地1 |
| 理事 | 寺脇 | 久 | 阿久根市多田83番地 |
| 理事 | 池脇 | 鉄美 | 阿久根市多田2905番地 |
| 理事 | 上野 | 三郎 | 阿久根市多田3578番地1 |
| 理事 | 川畑 | 力雄 | 阿久根市折口933番地2 |
| 理事 | 神川 | 次雄 | 阿久根市折口2070番地1 |
| 理事 | 折口 | 年則 | 阿久根市折口1398番地10 |
| 理事 | 鳥飼 | 光明 | 阿久根市折口2415番地5 |
| 理事 | 福永 | 則雄 | 阿久根市折口2186番地 |
| 理事 | 上野 | 正行 | 阿久根市脇本1948番地 |
| 監事 | 中平 | 一雄 | 阿久根市多田1839番地 |
| 監事 | 慶越 | 武則 | 阿久根市折口2430番地1 |

鹿児島県告示第698号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成22年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成22年6月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鹿児島市	鹿児島市城山一丁目、城山二丁目、草牟田二丁目、西伊敷四丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目	平成22年5月25日から 平成23年3月31日まで

	目、岡之原及び伊敷町の各一部	
鹿屋市	鹿屋市下堀町、横山町、打馬一丁目、打馬二丁目、田淵町、下祓川町、西祓川町及び輝北町上百引の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
指宿市	指宿市西方、東方及び十町の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
西之表市	西之表市西之表及び安城の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
垂水市	垂水市市木、田神及び海潟の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
薩摩川内市	薩摩川内市入来町副田、入来町浦之名及び祁答院町藺牟田の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
南さつま市	南さつま市加世田小湊、加世田本町、加世田地頭所、加世田麓町、加世田武田、加世田内山田、加世田川畑、加世田村原、加世田白亀、加世田唐仁原及び笠沙町片浦の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
奄美市	奄美市名瀬大字知名瀬、名瀬大字小湊、住用町大字市、笠沙町大字川上、笠沙町大字用、笠沙町大字節田、笠沙町大字和野及び笠沙町大字平の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
十島村	十島村中之島の一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
さつま町	さつま町神子、平川及び泊野の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
錦江町	錦江町馬場、城元、田代麓及び田代川原の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
南大隅町	南大隅町根占山本及び根占辺田の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
肝付町	肝付町宮下及び富山の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
中種子町	中種子町納官の一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
南種子町	南種子町島間の一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
大和村	大和村思勝及び今里の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
宇検村	宇検村屋鈍及び平田の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
瀬戸内町	瀬戸内町嘉鉄、木慈、西阿室、勝能、蘇刈、伊須及び古志の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
龍郷町	龍郷町嘉渡、幾里及び秋名の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
喜界町	喜界町志戸桶、赤連、湾及び佐手久の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
徳之島町	徳之島町諸田、花徳及び井之川の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
天城町	天城町岡前及び松原の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで
伊仙町	伊仙町面縄及び目手久の各一部	平成22年 5 月 25 日から 平成23年 3 月 31 日まで

知名町	知名町余多，竿津，下平川，屋者及び芦清良の各一部	平成22年 5 月25日から 平成23年 3 月31日まで
-----	--------------------------	----------------------------------

鹿児島県告示第699号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（（仮称）吉野第二地区土地区画整理事業 地区界測量）
- 2 作業の期間 平成22年 6 月15日から平成23年 1 月28日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市吉野町

鹿児島県告示第700号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成22年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 松野下剛市（公認会計士）
住所 日置市伊集院町妙円寺二丁目38番地 9
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

公 告

狩猟鳥獣の捕獲の禁止の廃止に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第6項において準用する同法第7条第4項の規定により、狩猟鳥獣の捕獲の禁止の廃止についての公聴会を次のとおり開催する。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 日時
平成22年 7 月 2 日（金）午前10時から
- 2 場所
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎別館 2 階第 1 会議室（熊毛郡屋久島町安房650番地）
- 3 案件
オスジカの捕獲の禁止（区域 屋久島一円，期間 10年間）の廃止について

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成22年 6 月 8 日

鹿児島県監査委員 西山 芳久

同 橋口 和博
同 外蘭 勝蔵
同 二牟礼正博

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
岩重 洋一	鹿児島市武三丁目17番14号
山之内茂嗣	鹿児島市荒田一丁目39番18号
星出 祐輝	鹿児島市上荒田町39番10号602

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成22年6月8日から平成23年3月31日まで

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第457号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成22年6月8日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRモンキーターン NRX	株式会社エース電研	0P0123
ぱちんこ遊技機	CRモンキーターン TRX	株式会社エース電研	0P0180
ぱちんこ遊技機	CRAモンキーターン DH	株式会社エース電研	0P0185
ぱちんこ遊技機	CRAモンキーターン DS	株式会社エース電研	0P0199
ぱちんこ遊技機	CRロミオ×ジュリエット150L	豊丸産業株式会社	0P0147
ぱちんこ遊技機	CRAロミオ×ジュリエット75A	豊丸産業株式会社	0P0156
ぱちんこ遊技機	CRAロミオ×ジュリエット99V	豊丸産業株式会社	0P0173
ぱちんこ遊技機	CRAロミオ×ジュリエットAMAX	豊丸産業株式会社	0P0184
ぱちんこ遊技機	CRロミオ×ジュリエット300MS	豊丸産業株式会社	0P0229
ぱちんこ遊技機	CRAさくらももこ劇場コジコジN-KG	株式会社ニューギン	0P0280
ぱちんこ遊技機	CRAさくらももこ劇場コジコジN-K	株式会社ニューギン	0P0304
ぱちんこ遊技機	CRAさくらももこ劇場コジコジN-V	株式会社ニューギン	0P0348
ぱちんこ遊技機	CRAさくらももこ劇場コジコジN-VG	株式会社ニューギン	0P0360
ぱちんこ遊技機	CRAフィーバー超時空要塞マクロSYFA	株式会社三共	0P0388
ぱちんこ遊技機	CRフィーバーX JAPAN SP	株式会社三共	0P0413
ぱちんこ遊技機	CR大シャカRUSH R	マルホン工業株式会社	0P0463

正 誤

平成22年5月28日付け鹿児島県公報第2602号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から9行目	公布の日	平成22年5月28日